

佐賀県物品購入等契約に係る入札参加資格停止等の措置要領 新旧対照表

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(入札参加資格停止の通知)</p> <p>第5条 知事は、<u>第2条第1項</u>の規定により入札参加資格停止を行ったときは入札参加資格停止通知書(様式第1号)により、第3条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更したときは入札参加資格停止期間変更通知書(様式第2号)により、または同条第6項の規定により入札参加資格停止を解除したときは入札参加資格停止解除通知書(様式第3号)により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入札参加資格停止の公表)</p> <p>第5条の2 知事は、<u>第2条第1項</u>の規定により入札参加資格停止を行ったとき、第3条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更したとき、又は同条第6項の規定により入札参加資格停止を解除したときは、県ホームページに掲載するものとする。</p> <p>(委員会の審議)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～3 略</p> | <p>(入札参加資格停止の通知)</p> <p>第5条 知事は、<u>第2条第1項及び第3項</u>の規定により入札参加資格停止を行ったときは入札参加資格停止通知書(様式第1号)により、第3条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更したときは入札参加資格停止期間変更通知書(様式第2号)により、または同条第6項の規定により入札参加資格停止を解除したときは入札参加資格停止解除通知書(様式第3号)により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入札参加資格停止の公表)</p> <p>第5条の2 知事は、<u>第2条第1項及び第3項</u>の規定により入札参加資格停止を行ったとき、第3条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更したとき、又は同条第6項の規定により入札参加資格停止を解除したときは、県ホームページに掲載するものとする。</p> <p>(委員会の審議)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～3 略</p> <p><u>4 第2条第3項の規定により入札参加資格停止を行う場合は、委員会の審議を省略する。</u></p> |

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 30 日から施行する。

この要領は、平成 17 年 11 月 16 日から適用する。

この要領は、平成 19 年 12 月 14 日から適用する。

この要領は、平成 21 年 4 月 22 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

ただし、適用日前に行われた行為で措置要件の一に該当する場合は別表第 2（その 1）により入札参加資格停止期間を定めることとし、適用日以後に行われた行為で措置要件の一に該当する場合は別表第 2（その 2）により入札参加資格停止期間を定めることとする。

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 21 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 30 日から施行する。

この要領は、平成 17 年 11 月 16 日から適用する。

この要領は、平成 19 年 12 月 14 日から適用する。

この要領は、平成 21 年 4 月 22 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

ただし、適用日前に行われた行為で措置要件の一に該当する場合は別表第 2（その 1）により入札参加資格停止期間を定めることとし、適用日以後に行われた行為で措置要件の一に該当する場合は別表第 2（その 2）により入札参加資格停止期間を定めることとする。

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 21 日から適用する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。